

北海道後期高齢者医療広域連合住民意見募集手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う住民からの意見募集の手続に関して必要な事項を定めることにより、広域連合の重要な政策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の参画による開かれた行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住民からの意見募集の手続」とは、広域連合が重要な政策等を策定するに当たり、その趣旨、内容等の必要な事項を公表し、広く住民から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する広域連合の考え方を公表する一連の手続をいう。

(対象)

第3条 住民からの意見募集の手続の対象となる広域連合の重要な政策等（以下「計画等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域計画その他広域連合の基本的政策を定める計画の策定又は改定
- (2) 前号に掲げるもののほか、住民からの意見募集の手続が必要であると広域連合長が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、前条第1号に規定する計画の改定の内容が軽微である場合には、住民からの意見募集の手続を行わないことができる。

(公表)

第5条 広域連合長は、計画等の策定等をしようとするときは、あらかじめ計画等の案を公表し、住民から意見等を求めるものとする。

- 2 前項の規定により案を公表するときは、計画等の案の趣旨、目的その他参考となる資料を併せて公表するように努め、住民が案を理解するために十分配慮するものとする。
- 3 前2項の規定による公表を行う際には、次に掲げる事項も併せて公表するものとする。
 - (1) 計画等の案の名称及び入手方法
 - (2) 意見等の募集期間、提出方法及び提出先
 - (3) その他必要と認める事項
- 4 前3項の規定による公表は、次に掲げる場所での閲覧及び配布並びに広域連合のホームページへの掲載の方法により行うものとする。
 - (1) 広域連合事務局
 - (2) 広域連合構成市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

(意見等の提出)

第6条 意見等の募集期間は、おおむね1月程度を目安として、住民が意見等を提出するために要する時間を考慮して広域連合長が定めるものとする。

- 2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法による。
 - (1) 広域連合事務局及び広域連合構成市町村の後期高齢者医療制度担当窓口への書面の提出
 - (2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他広域連合長が必要と認めて前条の規定による公表を行う際に指定する方法

3 広域連合長は、意見等を提出しようとする住民に、住所、氏名及び連絡先等の提示を求めることができる。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 広域連合長は、提出された意見等を十分に考慮して、計画等について意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要とこれらに対する広域連合長の考え方を公表するものとする。ただし、意見等のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、広域連合長の考え方を公表しないものとする。

2 前項の規定による公表は、第5条第4項に規定する公表の方法により行うものとする。

(個人情報の保護等)

第8条 広域連合長は、収集した個人情報について北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（北海道後期高齢者医療広域連合条例第17号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 広域連合長は、住民から提出された意見等に北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例（北海道後期高齢者医療広域連合条例第16号）第7条に規定する非開示情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、住民からの意見募集の手続に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月10日から施行する。